

成長の、可能性を広げる。

経営力向上促進 債務保証



生産性向上のための、設備資金等の借入をお考えですか？

ロボットを導入して
自動化省力化したい。

管理会計システム
を導入して、
採算管理したい。

需要動向情報
データベースを
有効活用したい。

社内、工場内の情報
システムを構築して、
運営できる人材を
育成したい。



中小機構は、生産性向上を目指す事業者を、債務保証を通じて応援します。

- ・最大50億円の借入に対応します。(保証割合は50%)
- ・資本金10億円以下または従業員数2千人以下の中堅企業等が対象となります*。
- ・本制度のご利用にあたっては、国による経営力向上計画の認定が必要です。

※本制度の保証対象には、中小企業等経営強化法における中小企業者は含まれません。当該中小企業者とは、おおむね、資本金及び従業員数が次の会社です：
①製造業・その他3億円以下または300人以下、②卸売業1億円以下または100人以下、③小売業5千万円以下または50人以下、④サービス業5千万円以下または100人以下。
一方、医業を主たる事業とする法人、歯科医業を主たる事業とする法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人についても、中堅企業等に含まれます。

■ 支援の流れ

1

中小機構への債務保証の相談

- ・事業者(または金融機関)は、中小機構に、保証を受けることが可能かどうか、ご相談ください。



経営力向上計画*の策定・計画策定の相談

- ・事業者は、経営力向上計画を策定してください。
- ・計画策定に際しては、認定支援機関などによるサポートが受けられます。
- ・計画策定、提出先等についてご不明点があれば、担当省庁にご相談ください。



金融機関への借入の相談

- ・事業者は、金融機関に、中小機構の債務保証を利用した借入が可能かどうか、ご相談ください。



担当省庁による認定

- ・事業者は、事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等にとりて経営力向上計画を提出し、認定を受けます。



中小機構による債務保証、金融機関による融資実行

- ・金融機関及び事業者は、中小機構債務保証の申込み等の手続きをします。
- ・中小機構は、審査の上、金融機関に債務保証書を発行します。
- ・金融機関は、債務保証書発行後に融資実行します。

※経営力向上計画とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。

2

3

■ 保証条件

対象事業者

経営力向上計画の認定を受けた中堅企業等であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの(信用保証制度の対象外である場合や、同制度の保証枠を使い切っている場合等)。

保証料

中小機構に対して債務保証料をお支払いいただきます(年率0.3%~0.4%)。

注意事項

中小機構の債務保証の審査は、担当省庁による経営力向上計画の認定審査とは別に行います。認定を取得しても債務保証を受けられない場合があります。

お問い合わせ 独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 事業基盤支援課

【住所】〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

【TEL】03-5470-1575

中小機構 債務保証

検索